

市町、市町教育委員会、N P O法人等の団体の皆様へ

職場のお悩み解決を ICTでサポートします！！



静岡県ICTエキスパート派遣事業

静岡県

<< 静岡県ICTエキスパート派遣事業 概要 >>

【ICTエキスパート派遣事業とは・・・？】

市町、市町教育委員会、NPO法人等が行うICT等を利用する取組に対し、ICTに関する知識及び経験が豊富な人材を「ICTエキスパート」として派遣し、専門的なコーディネート及びアドバイスをいたします。

【エキスパートの活用事例】

オンライン研修会の運用サポート



SNSを利用した広報研修会



中学生とその保護者を対象とした
情報リテラシー講演会



プログラミング勉強会



<< 静岡県ICTエキスパート派遣事業 概要 >>

【ICTエキスパート派遣対象と費用について】

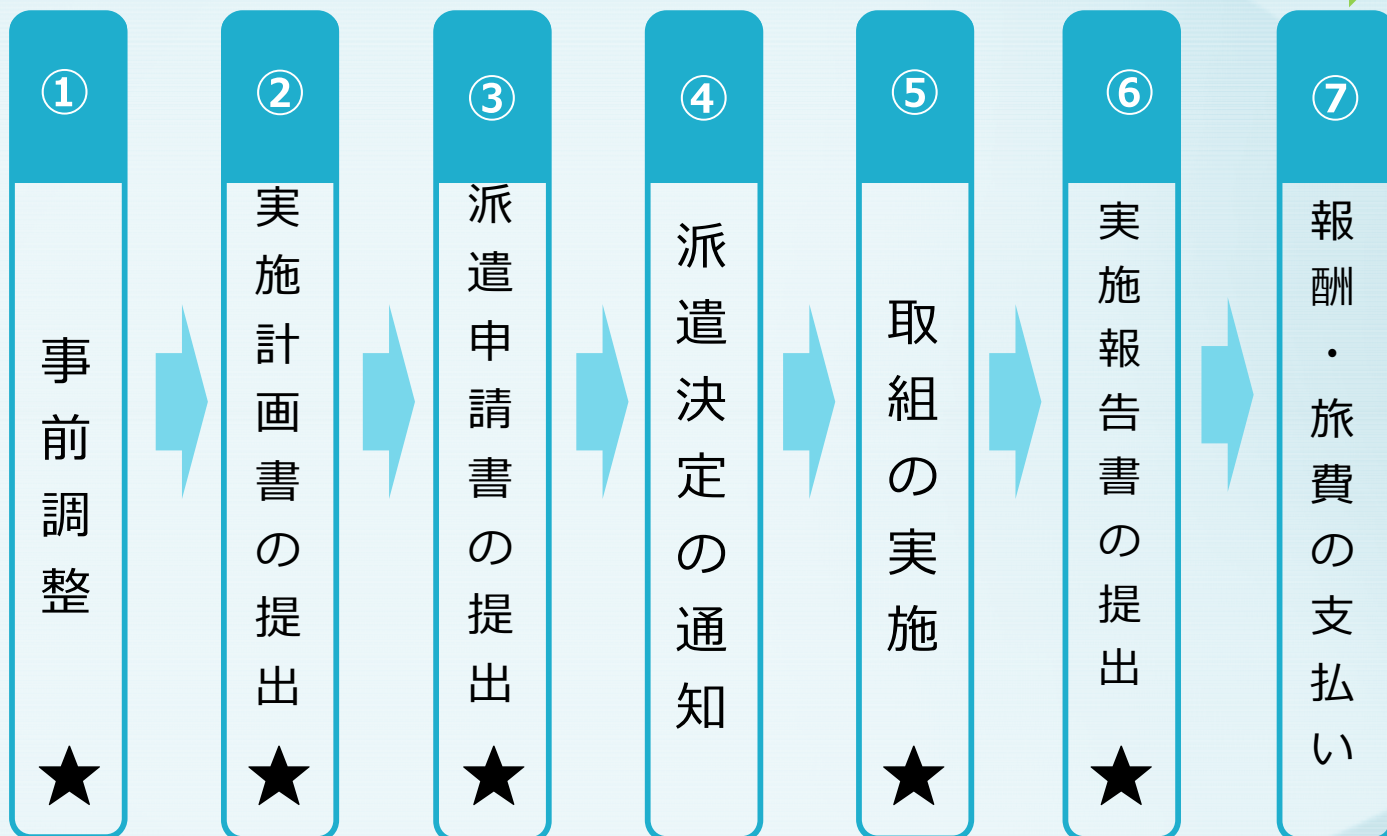
| | |
|---------|--|
| 申請できる団体 | <ul style="list-style-type: none">①市町②市町教育委員会③商工会議所又は商工会議所連合会④商工会又は商工会連合会⑤農業協同組合又は農業協同組合中央会 若しくは農道協同連合会⑥漁業協同組合又は漁業協同組合連合会⑦公益社団法人又は一般社団法人⑧公益財団法人又は一般財団法人⑨特定非営利活動法人(NPO法人)⑩その他知事が適当と認める団体 |
| 費用の負担 | <p>「ICTエキスパート」の派遣に要する費用(報酬・旅費)は、県が負担</p> <p>※その他の会場費、機器費等は申請団体のご負担となります。</p> |
| 申請方法 | 実施計画書の提出など（3頁参照） |
| 申請期間 | <p>募集期間については、県ホームページに掲載</p> <p>※募集期間外の申請については、お問い合わせください。</p> |

★詳細は、実施要綱等でご確認ください。

<< 静岡県ICTエキスパート派遣事業 申請手続 >>

●手続概要フロー

ICTエキスパート派遣事業にかかる手続の流れ



★：申請団体が実施

●手続詳細

- ①エキスパートと事前に取り組内容や日程を調整
- ②県へ実施計画書の提出
- ③県へ派遣申請書の提出(※1)
- ④県は派遣決定の通知
- ⑤取組の実施
- ⑥取組実施後、県へ報告書の提出(※2)
- ⑦エキスパートへ報酬・旅費の支払い

※1:派遣申請書は、実施日の14日前までに提出してください。

※2:実施報告書は、取組実施後15日以内又は実施日の翌月5日のいずれか早い日までに提出してください。

【よくあるご質問】

Q. 利用には、費用がかかりますか？

- A. エキスパート派遣事業の利用に費用はかかりません。(※)
エキスパートへの報酬・旅費は県が負担します。
※その他の会場費、機器費等は申請団体のご負担となります。

Q. 何度でも利用することができますか？

- A. 一団体につき、1年間に5回までです。それ以上の利用を希望される場合は、別途ご相談ください。

Q. どのエキスパートにお願いしたら良いでしょうか？

- A. ご相談いただければ、取組の内容に応じたエキスパートを紹介します。お気軽にご相談ください。

Q. 初めて申請するときはどうすれば良いでしょうか？

- A. まずは県担当者に、ご連絡ください。手続方法について説明します。

その他、ご不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。(裏表紙宛先まで)

【お問い合わせ先】

静岡県企画部デジタル戦略課

ホームページ : <https://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-510/coodi.html>

電話 : 054-221-2915

e-mail : digital@pref.shizuoka.lg.jp

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号